十八　［略］

十九　第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

［二十～二十二　略］

二十三　その他第一種廃棄物埋設施設、閉鎖措置又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

［3・4　略］

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　第一種廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

四　［略］

五　第一種廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［六・七　略］

3　［略］

（核物質防護規定）

第六十七条　法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～十三　略］

十四　第一種廃棄物埋設施設に係る緊急時対応計画に関すること。

［十五・十六　略］

十七　第一種廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十八　その他第一種廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

2　前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（第一種廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第六十九条　［略］

2　法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通及び写し一通（第一種廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

十八　［同上］

十九　廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

［二十～二十二　同上］

二十三　その他廃棄物埋設施設、閉鎖措置又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

［3・4　同上］

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十七条第四号の核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二　［同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　同上］

三　廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

四　［同上］

五　廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［六・七　同上］

3　［同上］

（核物質防護規定）

第六十七条　法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～十三　同上］

十四　廃棄物埋設施設に係る緊急時対応計画に関すること。

［十五・十六　同上］

十七　廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十八　その他廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

2　前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第六十九条　［同上］

2　法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。